

岩手県告示第357号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年4月1日次のとおり委託した。

令和8年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等 又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の表25の項、27の項及び27の2の項の中欄に掲げる事務に係る手数料の収納	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで